

相模原市介護保険条例の一部を改正する条例について
相模原市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 5 月 1 7 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市介護保険条例の一部を改正する条例
相模原市介護保険条例(平成 1 2 年相模原市条例第 1 0 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に改め、同項第 6 号ア中「第 3 8 条第 4 項」を「第 2 2 条の 2 第 2 項」に改め、同条第 2 項中「平成 3 0 年度から平成 3 2 年度まで」を「令和元年度及び令和 2 年度」に、「3 1 , 3 0 0 円」を「2 6 , 1 0 0 円」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 前項の規定は、第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和 2 年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「2 6 , 1 0 0 円」とあるのは、「3 8 , 3 0 0 円」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 8 条の規定は、令和元年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 3 0 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案の理由

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成 3 1 年政令第 1 1 8 号)による介護保険法施行令(平成 1 0 年政令第 4 1 2 号)の改正に伴う介護保険の保険料の減額賦課に係る規定の改正その

他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 8 2 号関係資料

相模原市介護保険条例の改正の概要

1 改正の内容

介護保険の保険料の減額賦課に係る規定の改正(第 8 条関係)

保険料率区分が第 1 段階及び第 2 段階である第 1 号被保険者に係る令和元年度及び令和 2 年度の各年度における保険料率を減額するもの

保険料率区分	対象者	現行		減額後	
		保険料基準額に対する負担割合	保険料率(年額)	保険料基準額に対する負担割合	保険料率(年額)
第 1 段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税である老齢福祉年金受給者及び年金収入等が 80 万円以下の者等	0.45	31,300 円	0.375	26,100 円
第 2 段階	世帯全員が市民税非課税である年金収入等が 80 万円超 120 万円以下の者等	0.6	41,800 円	0.55	38,300 円

2 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 経過措置

1 に係る規定は、令和元年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 30 年度分までの保険料については、なお従前の例によることとするもの

副市長の選任について
次の者を、本市副市長に選任したいので同意されたい。

令和元年 5 月 1 7 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

住 所	氏 名	生 年 月 日
████████████████████	森 多 可 示	████████████████████

提案の理由

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 6 2 条の規定により、議会の同意を得る必要による。

監査委員の選任について
次の者を、本市監査委員に選任したいので同意されたい。

令和元年 5 月 1 7 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

住 所	氏 名	生 年 月 日
██████████████████	須 田 毅	██████████████████

提案の理由

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 9 6 条第 1 項の規定により、議会の同意を得る必要による。

監査委員の選任について

次の者を、本市監査委員に選任したいので同意されたい。

令和元年 5 月 1 7 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

住 所	氏 名	生 年 月 日
[REDACTED]	大 崎 秀 治	[REDACTED]

提案の理由

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 9 6 条第 1 項の規定により、議会の同意を得る必要による。